

# 保 安 行 政



## 第6 保安行政

### 1 高圧ガス指導事業

昭和26年に制定された高圧ガス取締法は、平成8年3月に抜本的改正が行われ、平成9年4月から高圧ガス保安法として施行された。

これは、材料、計装、検査技術といった保安管理技術の高度化の進展を背景とした近年の高圧ガス業務を取り巻く環境が大きく変化したことに伴い、事業者による自主保安体制の推進をめざしたものである。

この改正により、許可対象事業者の範囲の縮小、許可から届出への移行、届出対象の縮小といった各種の規制緩和が行われるとともに、従来行政が行ってきた各種検査についても民間事業者が行えるようになるなど、大幅な制度の見直しとなっている。

本県においても、これらの背景をふまえ、事業者による自主保安活動の推進を働きかけるなど、関係者と一致協力して保安レベルの一層の向上に努めるとともに、事故防止のための諸施策を講じている。

#### (1) 高圧ガス製造事業所

高圧ガス保安法に基づく高圧ガス製造事業所の処理量別区分は〔第1表〕に、適用規則別の高圧ガス製造事業所数を〔第2表〕に示す。

第1表 高圧ガス製造事業所処理量別区分

	第一種製造者（許可）	第二種製造者（届出）
一般ガス	処理量100N m <sup>3</sup> /日以上 ※第1種ガス（不活性ガス又は空気） については300N m <sup>3</sup> /日以上 ※第1種ガスとその他のガスが混在する 場合については、所定の計算式によ り求められる値以上	処理量100N m <sup>3</sup> /日未満 ※第1種ガス（不活性ガス又は空気） については300N m <sup>3</sup> /日未満 ※第1種ガスとその他のガスが混在する 場合については、所定の計算式によ り求められる値未満
LPガス	処理量100N m <sup>3</sup> /日以上	処理量100N m <sup>3</sup> /日未満
冷凍	フロン冷媒、二酸化炭素冷媒 又はアンモニア冷媒 50トン/日以上  その他冷媒 20トン/日以上	フロン冷媒（不活性なもの） 20トン/日以上 50トン/日未満 フロン冷媒（不活性なもの以外）、二 酸化炭素冷媒又はアンモニア冷媒 5トン/日以上 50トン/日未満  その他冷媒 3トン/日以上 20トン/日未満

第2表 高圧ガス製造事業所数

令和2年3月末現在

形態	適用規則	事業所数	合計
第一種製造	一般則	123	227
	液石則	61	
	一般・液石	13	
	コンビ則	30	
	冷凍則	119	
第二種製造	一般則	284	289
	液石則	5	
	一般・液石	0	
	冷凍則	1,457	

冷凍製造事業所を除く第一種製造事業所は県内に227事業所、第二種製造事業所は289事業所が存在する。

なお、冷凍製造事業所は、第一種製造事業所が119事業所、第二種製造事業所が1,457事業所と、合わせて1,576事業所である。(冷凍製造事業所は原則として、一冷凍施設を一事業所として扱っている。)

一方、移動式製造設備である高圧ガスタンクローリーの保有状況を見ると、県内の35事業所に188台のタンクローリーがあり、その内訳は〔第3表〕のとおりとなる。液化石油ガスのタンクローリーで全体の4割を占めており、また、使用の本拠地の半数程度は四日市市にある。

第3表 ガス種別移動式製造設備数

令和2年3月末現在

高圧ガス名	車両台数(台)
液化石油ガス	75
液化酸素	14
液化アンモニア	5
液化窒素	34
液化炭酸ガス	13
液化アルゴン	17
液化天然ガス	31
合計	188

(2) 高压ガス貯蔵所

高压ガス保安法に基づく高压ガス貯蔵所の貯蔵量別区分は〔第4表〕のとおりである。ただし、第一種製造者が製造許可を受けて貯蔵する場合及び液化石油ガス法に基づいて貯蔵する場合は貯蔵所に含まれない。

第4表 高压ガス貯蔵所貯蔵量区分

	第一種貯蔵所（許可）	第二種貯蔵所（届出）
一般ガス LPガス	貯蔵量1,000m <sup>3</sup> 以上 ※第1種ガス（不活性ガス又は空気） については3,000m <sup>3</sup> 以上 ※第1種ガスとその他のガスが混在する 場合については、所定の計算式に より求められる値以上	貯蔵量300m <sup>3</sup> 以上1,000m <sup>3</sup> 未満 ※第1種ガス（不活性ガス又は空気） については300m <sup>3</sup> 以上3,000m <sup>3</sup> 未満 ※第1種ガスとその他のガスが混在する 場合については、所定の計算式に より求められる値未満

注) 液化ガスについては、10kgを1m<sup>3</sup>とする。

(3) 特定高压ガス消費者（届出）

特定高压ガスは、圧縮水素、圧縮天然ガス、液化酸素、液化アンモニア、液化石油ガス及び液化塩素の6種類並びに特殊高压ガス（ジシラン、ホスフィン、モノシラン、ジボラン、モノゲルマン、アルシン及びセレン化水素）の合計13種類が指定されている。

これらの圧縮水素を始めとする6種類の高圧ガスは、一定数量以上の貯蔵能力を有する貯蔵設備により貯蔵して消費する場合のみ特定高压ガスとなり、その数量は〔第5表〕のとおりである。一方、特殊高压ガスは他の高圧ガスより発火性、自燃性、爆発性及び強毒性を有していることから、消費量に関わらず厳しい消費基準が適用されている。

第5表 特定高压ガス消費者となる貯蔵量

高压ガスの種類	数 量
圧 縮 水 素	300m <sup>3</sup>
圧 縮 天 然 ガ ス	300m <sup>3</sup>
液 化 酸 素	3,000kg
液 化 ア ン モ ニ ア	3,000kg
液 化 石 油 ガ ス	3,000kg (一般消費者等が消費する場合は10,000kg)
液 化 塩 素	1,000kg
特 殊 高 圧 ガ ス	数量に関係なく全て

〔第6表〕には適用規則別の貯蔵所数及び特定高圧ガス消費事業所数を示している。県内に第一種貯蔵所は93事業所、第二種貯蔵所は190事業所ある。また、特定高圧ガス消費者は、県内で106事業所ある。

第6表 高圧ガス貯蔵所・特定高圧ガス消費事業所数

令和2年3月末現在

適用規則 形態	一般則	液石則	一般+液石	合計
第一種貯蔵	63	22	8	93
第二種貯蔵	159	19	12	190
特定消費	59	42	5	106

(4) 高圧ガス販売事業所（届出）

高圧ガスの販売事業所は、一般ガスと液化石油ガスに大別される。一般ガス販売事業所では、冷媒用のフロン関係の販売事業所が一番多く、次に炭酸ガス、窒素の販売事業所となっている。また、溶断、溶接、雰囲気ガス用として酸素、アセチレン、アルゴン等を販売している事業所が多い。

なお、液化石油ガス販売事業所は、工業用途で販売を行う事業所であり、後述の一般家庭用販売事業所とは異なる。

高圧ガス保安法に基づく届出を行っている販売事業所数を〔第7表〕に示す。

第7表 高圧ガス販売事業所数

令和2年3月末現在

適用規則 形態	一般則	液石則	一般+液石	冷凍則	合計
販売事業所	687	317	207	166	1,377

(5) 高圧ガス関係試験及び免状交付状況

高圧ガス保安法に基づき実施される試験には、製造保安責任者試験及び販売主任者試験がある。

製造保安責任者は、甲種化学、甲種機械、乙種化学、乙種機械、丙種化学（液石、特別）、第一種、第二種及び第三種冷凍機械の9種類がある。また、販売主任者は第一種及び第二種販売主任者の2種類がある。

これらの試験に合格した者は、免状の交付を受けることができるが、これらの免状のうち、甲種化学、甲種機械及び第一種冷凍機械免状については、経済産業大臣が交付し、その他の免状については都道府県知事が交付することとなっている。なお、本県では平成10年度から免状交付事務を高圧ガス保安協会に委託している。

〔第8表〕に各年度の免状交付数を、〔第9表〕に高圧ガス関係試験実施状況を示す。

第8表 製造保安責任者・販売主任者免状交付数

(新規交付のみ。再交付・書き換えを含まない)

	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度
乙種化学	21	46	34	39	52
乙種機械	41	139	136	79	120
丙種化学(液石)	28	44	30	29	38
丙種化学(特別)	59	106	99	86	89
第二種冷凍機械	29	44	38	47	16
第三種冷凍機械	46	68	65	59	50
第一種販売主任者	19	21	22	21	37
第二種販売主任者	80	87	98	76	79
合計	323	555	522	436	481

第9表 高圧ガス関係試験実施状況(三重県実施分)

		乙種 化学	乙種 機械	丙種 化学 (液石)	丙種 化学 (特別)	第二種 冷凍 機械	第三種 冷凍 機械	第一種 販売 主任者	第二種 販売 主任者	合計
平成 27 年度	受験者	136	382	102	255	66	133	26	98	1,198
	合格者	53	130	48	115	36	54	19	52	507
	合格率	39.0%	34.0%	47.1%	45.1%	54.5%	40.6%	73.1%	53.1%	42.3%
平成 28 年度	受験者	103	312	105	207	66	135	28	126	1,082
	合格者	45	141	49	107	44	74	20	89	569
	合格率	43.7%	45.2%	46.7%	51.7%	66.7%	54.8%	71.4%	70.6%	52.6%
平成 29 年度	受験者	90	264	79	169	64	121	30	138	955
	合格者	35	134	26	104	42	68	20	95	524
	合格率	38.9%	50.8%	32.9%	61.5%	65.6%	56.2%	66.7%	68.8%	54.9%
平成 30 年度	受験者	98	245	92	163	67	97	33	117	912
	合格者	41	83	29	82	43	63	23	74	438
	合格率	41.8%	33.9%	31.5%	50.3%	64.2%	64.9%	69.7%	63.2%	48.0%
令和 元 年度	受験者	99	293	120	178	51	114	44	142	1,041
	合格者	50	118	34	89	21	49	36	83	480
	合格率	50.5%	40.2%	28.3%	50.0%	41.1%	42.9%	81.8%	58.4%	46.1%

(6) 高圧ガス製造施設の保安検査

第一種製造事業者の高圧ガス製造施設は、県、高圧ガス保安協会又は指定保安検査機関が実施する保安検査を原則として毎年1回受けなければならないが、その実施状況は〔第10表〕のとおりである。

なお、本県では、平成3年度からコールドエバポレーター（CE）のみを設置している事業所の保安検査（保安検査の周期は、3年に1回）は、高圧ガス保安協会が主として行っている。

冷凍に係る第一種製造施設の保安検査（保安検査の周期は、3年に1回）については、高圧ガス保安協会三重県冷凍教育検査事務所（以下「冷凍検査事務所」という）がその大半を行っている。また、自ら保安検査を行うことができるものとして経済産業大臣の認定を受けている者（以下「認定保安検査実施者」という）も保安検査を実施している。（認定保安検査実施者の制度は、平成9年度から施行されている。）

県では保安検査時において、高圧ガス保安法の技術上の基準に適合していることの確認検査だけでなく、保安教育、訓練等のソフト面での助言、指導を行い、自主保安意識の向上に努めている。

第10表 年度別高圧ガス施設保安検査数

適用規則		年 度		平成	平成	平成	平成	令和
		27年度	28年度	29年度	30年度	元年度		
一般則	県	95	104	109	117	96		
	高圧ガス保安協会	7	11	9	13	13		
	指定保安検査機関	74	64	65	64	56		
液石則	県	41	40	37	39	40		
	指定保安検査機関	21	22	21	21	19		
コンビ則	県	40	42	49	47	50		
	高圧ガス保安協会	0	1	0	0	0		
	指定保安検査機関	6	7	7	7	8		
	認定保安検査実施者	59	58	60	59	59		
冷凍則	県	1	0	1	1	0		
	高圧ガス保安協会	50	39	38	37	35		
合 計		394	388	396	405	376		

(7) 高圧ガス事故

高圧ガス事故（容器喪失・盗難を除く。）は、25件であった。〔第11表〕

本県では高圧ガス各保安団体と協力し、製造事業所の自主保安・自己責任意識の高揚を図るほか、運搬者や販売店の指導、一般消費者に対する啓発活動を実施し、保安意識の向上に努めている。



第11表 年度別事故件数（容器喪失・盗難を除く。）

区分 年度	製造所			販売所			貯蔵所			消費者			運搬中			合計		
	件数	死者	傷者	件数	死者	傷者	件数	死者	傷者	件数	死者	傷者	件数	死者	傷者	件数	死者	傷者
平成27年度	17			1									1		1	19		1
28年度	26									2		1				28		1
29年度	19		1													19		1
30年度	22		1							1						23		1
令和元年度	22						3											

(8) 高圧ガス移動車両路上点検

高圧ガス移動車両路上点検を、三重県内主要道路の14箇所で行った。

高圧ガス移動車両20台の点検を実施し、違反車両が6台あり、違反事項についての改善報告を事業所に提出を求めた。

(9) 高圧ガス保安関係団体

本県の高圧ガス関係の保安団体は、〔第12表〕のとおりであり、県と連絡を密に取りながら各種講習会の開催、液化石油ガス販売店の指導等、各高圧ガス事業所の自主保安の推進のための事業を実施している。

なお、三重県高圧ガス地域防災協議会は平成26年5月15日付けで三重県高圧ガス安全協会に統合された。

第12表 高圧ガス保安関係団体一覧

(令和2年3月末現在)

団体名（所在地）	会員等内容	会員数	電話
三重県高圧ガス安全協会 四日市市馳出町3-29	コンビナート事業所 一般高圧ガス製造事業所 一般高圧ガス販売・貯蔵・ 消費事業所	220	059-346-1009
三重県高圧ガス溶材組合 四日市市馳出町3-29	一般高圧ガス販売事業所	28	059-346-1009
(一社)三重県LPガス協会 津市柳山津興369の2	液化石油ガス製造事業所 液化石油ガス販売店	430	059-227-6238
三重県冷凍設備保安協会 津市大明町323-1	冷凍製造事業所	132	059-228-2284

## 2 液化石油ガス指導事業

液化石油ガスは、石油、電気、都市ガスとともに国民生活に不可欠なエネルギーとして広く利用されているが、その反面消費者の不注意による事故も発生するため、消費者の保安を確保することが極めて重要な課題となっている。

こうした事故の防止を図るため、昭和43年3月に「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律」が施行され、消費者保安の確保を図ってきたところ、安全器具の普及等により事故の件数を大幅に減少させることができた。そこで、平成8年3月には、規制緩和・自主保安を念頭に置いた抜本的な改正が行われ、平成9年4月1日から施行された。

この法改正では、液化石油ガス販売事業の実態に即した規制体系とし、液化石油ガス販売事業を許可制から登録制への移行、一定の保安水準を確保するため保安機関制度の創設、バルク供給システムに関する制度の導入のほか、販売事業者の自主保安を促進するための認定販売事業者制度が創設され、高度な保安体制を確保した者については、規制の合理化が行われた。

特に、液化石油ガス販売事業者を消費者保安の総括的推進者として位置づけ、一般消費者等に対する保安啓発、供給設備・消費設備の点検調査、緊急時の対応等の義務を課している。

県では、これら販売事業者への立入検査により、消費者の保安確保の充実を図るよう指導し、事故の防止に努めている。

### (1) 販売事業者の状況

県内のみ販売所を設置して販売事業を行う者については県知事の登録、2県以上にまたがって販売所を設置して販売事業を行う者については経済産業大臣等の登録を受ける必要がある。なお、本県では、各地域防災総合事務所及び地域活性化局管内のみに販売所を設置して販売事業を行う者については地域防災総合事務所及び地域活性化局が、2以上の地域防災総合事務所及び地域活性化局管内にまたがって販売所を設置して販売事業を行う者については消防・保安課が登録業務を行っている。

知事登録の販売所総数は384で、近年減少傾向にある。また、県下販売店の約60%は消費者戸数500戸未満の比較的小規模な業者であり、容器の配送、供給設備・消費設備の定期点検調査についても外部業者に委託する傾向がある。

特定供給設備については、法改正以前は販売事業許可に含まれていたが、法改正により販売事業が登録制となったことから、特定供給設備ごとの許可となった。〔第13表〕〔第14表〕

第13表 液化石油ガス販売所等数

種別	年度						R元
	H26	H27	H28	H29	H30		
販売所（知事登録）	465	442	429	413	395	319	
特定供給設備	99	111	150	155	118	118	

※特定供給設備

貯蔵能力が容器で3,000kg以上、貯槽で1,000kg以上である供給設備

第14表 管轄別販売事業者・販売所数

令和2年3月末現在

管轄	本庁	桑名	四日市	鈴鹿	津	松阪	南勢 志摩	伊賀	紀北	紀南	合計
販売事業者	9	30	49	41	26	38	70	19	15	22	319
販売所	51	32	49	41	27	42	84	21	15	22	384

（県内に販売所を持つ国登録の事業者は除く）

(2) 保安機関の認定

平成9年4月までに許可を受けていた販売事業者等については、保安機関の認定を受けなくても保安業務を行うことができたが、法改正による経過措置の期間が平成12年3月31日で終了したことにより、県内全ての販売事業者が自ら保安認定を受けるか又は委託することによって保安業務を行っている。

保安機関の認定は、県内の販売所に係る保安業務のみを行う者にあつては県知事の認定、販売所の保安業務を2県以上にまたがって行う者にあつては経済産業大臣等の認定を受ける必要がある。なお本県では、各地域防災総合事務所及び地域活性化局管内の販売所に係る保安業務のみを行う者にあつては地域防災総合事務所及び地域活性化局が、販売所の保安業務を2以上の地域防災総合事務所及び地域活性化局管内にまたがって行う者にあつては消防・保安課が認定業務を行っている。〔第15表〕

第15表 管轄別保安機関の認定数（事業者数）

令和2年3月末現在

管轄	本庁	桑名	四日市	鈴鹿	津	松阪	南勢 志摩	伊賀	紀北	紀南	合計
保安機関	21	28	44	41	27	36	72	30	15	22	336

(3) 液化石油ガス設備士

昭和54年度から液化石油ガス設備士制度が設けられ、硬質管相互の接続作業等、災害発生防止のために重要とされる作業については、液化石油ガス設備士でないと従事できないこととなっている。

免状の交付は県知事が行っており、平成31年度の交付数は55件であった。〔第16表〕  
なお、本県では免状交付作成事務を平成10年度から高圧ガス保安協会に委託している。

第16表 液化石油ガス設備士免状交付数

(新規交付のみ。再交付・書き換えを含まない)

年 度	H27	H28	H29	H30	R 元
交 付 数	67	45	77	60	55

(4) 液化石油ガス設備工事

学校、病院、料理飲食店等の多数の人が出入りする施設及び共同住宅に、貯蔵量500kgを超える設備の設置工事等を行った場合には、県知事への届出が義務づけられている。

〔第17表〕

また、一般消費者等のガス配管等の設備工事を行う業者は、特定液化石油ガス設備工事事業者としての届出をしなければならない。〔第18表〕

第17表 液化石油ガス設備工事届数

年 度	H27	H28	H29	H30	R 元
届 出 数	113	79	94	115	103

第18表 特定液化石油ガス設備工事事業者数

年 度	H27	H28	H29	H30	R 元
届 出 数	809	821	833	828	843

(5) 立入検査等の実施

販売事業者及び保安機関に対する立入検査は主に2人のLPガス点検指導事務嘱託員が行っているほか、地域防災総合事務所及び地域活性化局による検査も随時実施している。〔第19表〕

立入検査の結果、指摘事項のあった99ヶ所の販売所、57ヶ所の保安機関に改善を指示し法令遵守を指導した。〔第20表〕〔第21表〕

第19表 立入検査件数

年度	H26	H27	H28	H29	H30	R元
販売所	477	523	348	417	407	402
特定供給設備	5	10	8	8	12	11
保安機関	424	517	339	413	408	403
充てん設備	28	25	18	20	28	24
合計	934	1,075	713	858	855	840

第20表 販売所の立入検査結果

令和元年度

項目		件数	比率(%)
立入検査販売所数		402	—
指摘販売所数		99	24.6
指摘内容	変更届出等の未提出	1	0.25
	貯蔵設備の基準	8	2.0
	保安教育の不備	4	1.0
	業務主任者等の不備	2	0.5
	その他	134	—
	合計	149	—

※件数はのべ数

第21表 保安機関の立入検査結果

令和元年度

項目		件数	比率(%)
立入検査事業所数		403	—
指摘事業所数		57	14.1
指摘内容	保安業務実施の不備	57	14.1
	その他(のべ数)	41	—
	合計	98	—

(6) 一般消費者等に係る事故発生状況

全国におけるLPガス事故の発生件数は、昭和50年代は毎年500件以上の事故が発生していたが、昭和61年から始まったマイコンメーター等の安全器具普及促進運動に伴って急激に減少し、平成9年には68件と最少の事故件数を記録した。しかし、その後、事故件数は増加に転じ、平成24年には260件にまで増加し、平成になって事故件数は最大となった。経済産業省は「液化石油ガス販売業者等保安対策指針」を策定し、事業

者に対しては自主保安の更なる高度化を、行政に対しては保安規制の実効性の担保を求めた。事故件数は年々減少し、平成30年の事故件数は211件となったが、平成31年には事故件数が198件と前年比13件の減少となった。また、負傷者数については31人となっており、死者は0人で昨年より1人減となっている。

県内でのLPガス事故は年間数件程度で推移しており、平成17年以降死者が発生する事故は発生していない。一酸化炭素（CO）中毒事故等の重大な事故を防止するため、（一社）三重県LPガス協会と協力し不完全燃焼防止装置のついていない古い消費機器の交換促進を行うなど、事故防止対策の推進に努めている。〔第22表〕〔第23表〕

第22表 LPガス事故件数（全国・三重県）

年		H27	H28	H29	H30	R元
全 国	事故件数	182	139	193	211	198
	死者数	2	0	0	1	0
	負傷者数	60	52	50	46	31
三 重 県	事故件数	1	2	2	0	0
	死者数	0	0	0	0	0
	負傷者数	0	0	2	0	0

※暦年による集計

第23表 LPガス事故原因別内訳（令和元年）

現象別事故件数	三重県	全 国
漏 え い	0	146
漏 え い 火 災 ・ 爆 発	0	52
C O 中 毒 ・ 酸 欠	0	0
合 計	0	198

※暦年による集計

### 3 銃砲火薬類指導事業

火薬類取締法に基づき、火薬類の製造、販売、貯蔵、消費、廃棄の各段階における指導を実施するとともに、火薬類保安協会が実施する各種講習会を通じて、取扱関係者の保安意識の高揚を図り、火薬類による事故発生の未然防止を図っている。

また、武器等製造法に基づき、猟銃等の製造所、販売所に対する指導を実施し、猟銃等の盗難防止等公共の安全確保に努めている。

#### (1) 銃砲、火薬類の許認可の状況

火薬類の製造、販売、譲渡、譲受、消費、廃棄については県知事の所管となっており、製造、販売については消防・保安課が、譲渡、譲受、消費、廃棄については各地域防災総合事務所又は各地域活性化局が事務処理を行っている。また、猟銃等の製造、販売については、消防・保安課が所管している。〔第24表〕〔第25表〕〔第26表〕〔第27表〕

第24表 火薬類製造所等の事業所数及び火薬庫等設置状況

区分		年度	H27	H28	H29	H30	R元
煙火製造所	仕掛打揚		3	3	3	3	3
	がん具用		0	0	0	0	0
	計		3	3	3	3	3
販売所	競技用紙雷管のみ		33	33	33	33	32
	その他		19	18	18	18	18
	計		52	51	51	51	50
火薬庫	一級		42	38	36	36	36
	二級		0	0	0	0	0
	三級		1	1	1	1	1
	実包		0	0	0	0	0
	煙火		16	16	16	16	16
	計		59	55	53	53	53
庫外貯蔵所	販売業者		8	7	7	7	6
	土木関係		4	3	3	3	3
	その他		30	30	30	30	30
	計		42	40	40	40	39

※煙火火薬庫の庫数に、がん具煙火貯蔵庫1棟を含めている。

第25表 火薬類の許可件数

区分		年度	H27	H28	H29	H30	R元
譲渡			9	3	2	3	3
譲受			100	91	88	76	79
消費	産業火薬		77	62	73	53	70
	煙火		136	134	139	135	130

第26表 火薬及び爆薬の消費状況

(消費量の単位：トン／年)

区分		年度	H27	H28	H29	H30	R元
鉱山	事業者数		1	0	0	0	0
	消費量		1	0	0	0	0
石灰岩	事業者数		4	3	3	3	3
	消費量		482	462	550	426	488
土木	事業者数		17	12	7	5	6
	消費量		164	81	95	77	297
砕石	事業者数		24	23	25	24	24
	消費量		188	168	164	222	245
その他	事業者数		2	1	1	0	0
	消費量		1	1	1	0	0
合計	事業者数		48	39	36	32	33
	消費量		836	712	810	725	1,030

(小数点以下切り上げ)

第27表 猟銃等の製造所・販売所数

区分		年度	H27	H28	H29	H30	R元
製造及び販売所			4	4	4	4	4
製造所			0	0	0	0	0
販売所			2	1	1	1	1



(2) 火薬類取扱保安責任者等試験

資格制度として甲、乙、丙種火薬類製造保安責任者及び甲、乙種火薬類取扱保安責任者があり、丙種火薬類製造保安責任者及び甲、乙種火薬類取扱保安責任者について県として年1回試験を行っていたが、昭和62年度から公益社団法人全国火薬類保安協会に委任し、実施されている。〔第28表〕

第28表 火薬類取扱保安責任者等試験実施状況

区分		年度	H27	H28	H29	H30	R 元
丙種火薬類製造保安責任者	受験者数(人)	1	3	2	2	0	
	合格者数(人)	0	3	2	2	0	
	合格率(%)	0.0	100	100	100	---	
甲種火薬類取扱保安責任者	受験者数(人)	47	50	51	51	33	
	合格者数(人)	21	27	22	22	16	
	合格率(%)	44.7	54.0	43.1	43.1	48.5	
乙種火薬類取扱保安責任者	受験者数(人)	19	16	15	15	14	
	合格者数(人)	9	5	8	8	7	
	合格率(%)	47.4	31.3	53.3	53.3	50.0	
合計	受験者数(人)	67	69	68	68	47	
	合格者数(人)	30	35	32	32	23	
	合格率(%)	44.8	50.7	47.1	47.1	48.9	

(3) 立入検査等の実施

火薬類の保管管理の徹底を図るため、製造施設及び火薬庫について毎年定期的に保安検査を行い、立入検査は消費者については年2回、販売業者、製造業者については年1回実施している。〔第29表〕〔第30表〕

第29表 火薬類製造業者等立入検査の実施状況

区分 \ 年度	H27	H28	H29	H30	R元
製造業者	6	4	4	4	4
販売業者	25	16	16	15	13
消費者	52	45	48	45	47
火薬庫	82	72	70	69	64
販売業者の庫外貯蔵所	8	12	8	11	11
消費者の庫外貯蔵所	5	4	4	4	4

第30表 火薬類製造業者等の違反件数

区分 \ 年度	H27	H28	H29	H30	R元
製造業者	0	0	0	0	0
販売業者	0	5	6	3	0
消費者	2	2	0	0	0

#### 4 電気工事業等指導事業

電気工事士法、電気工事業の業務の適正化に関する法律、電気用品安全法の規則にもとづき、電気工事に従事する者の免状の交付と電気工事業の登録等を実施し、さらに電気工事業者及び電気用品販売業者への立入検査を行うことにより、電気工作物及び電気用品に関する事故発生の未然防止を図っている。〔第31表〕〔第32表〕〔第33表〕〔第34表〕〔第35表〕

第31表 第一種電気工事士免状交付状況

区分 \ 年度	H27	H28	H29	H30	R元
試験合格者	87	91	108	96	121
講習修了者	0	0	0	0	0
認定によるもの	28	16	26	24	34
計	115	107	134	120	155
累計	9,882	9,989	10,123	10,243	10,398

第32表 第二種電気工事士免状交付状況

区分 \ 年度	H27	H28	H29	H30	R元
試験合格者	959	900	913	1,043	942
養成施設修了者	3	5	2	2	4
認定によるもの	0	0	0	0	0
計	962	905	915	1,045	946
累計	30,224	31,129	32,044	33,089	34,035

第33表 電気工事業者登録及び届出

区分 \ 年度	H27	H28	H29	H30	R元
登録数	307	191	222	208	205
通知数	1	0	0	0	2
みなし登録数	36	36	54	30	27
合計	344	227	276	238	234
登録・届出者数	1,768	1,786	1,826	1,828	1,846

(注) 登録には登録更新分が含まれている。

第34表 電気工事業者立入検査等実施状況

区分 \ 年度	H27	H28	H29	H30	R元
立入検査件数	12	12	6	6	8
指導件数	12	10	5	6	8
現地調査件数	130	161	158	174	156

第35表 電気用品販売業者立入検査実施状況

区分 \ 年度	H27	H28	H29	H30	R元
立入検査件数	14	14	13	14	16
指導件数	0	0	0	0	0